

静岡県告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 施行者の名称

三島市

2 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路事業 3・3・7号 谷田幸原線

東駿河湾広域都市計画道路事業 3・4・30号 東本町幸原線

東駿河湾広域都市計画道路事業 3・4・64号 三島裾野線

3 事業施行期間

令和5年8月14日から令和12年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

静岡県三島市徳倉二丁目、徳倉一丁目、幸原町一丁目及び幸原町二丁目地内

(2) 使用の部分

なし